

令和6年4月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年4月5日（金） 午後1時30分から午後2時27分

2. 開催場所 庁舎大会議室（A・B）

3. 出席委員

1 番 松 本 康 博	2 番 香 月 英 昭
4 番 西 村 徳 義	5 番 井 手 悦 郎
6 番 高 塚 和 行	7 番 江 頭 和 夫
8 番 釘 本 勝	9 番 大 屋 博 幸
11 番 北 島 英 文	12 番 江里口 勇
13 番 秋 丸 政 光	14 番 江里口 泰 信

4. 欠席委員

3 番 中 村 津多子 10 番 古 賀 榮 一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第3号議案 農用地売渡等の希望申出について

第4号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副 島 政 隆 副局長兼庶務係長 真 子 祐 輝

7. 会議の概要

事務局	それでは、委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから始めさせていただきます。 本日は令和6年4月の農業委員会のほうに御出席をいただきましてありがとうございます。初めての進行で不慣れな点もありますが、御迷惑をおかけするかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。
会 長	それでは、開会に当たりまして江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。新年度初めての農業委員会ということでございまして、先ほど局長のほうから御挨拶ございましたように、岸川局長と城野君が転籍をなさしまして、その代わりに副島局長と西岡主査がこちらに赴任をしていただきました。 農業委員会もいろいろ問題を抱えておりますが、これから事務局と委員と合わせて、なるべくスムーズな運営ができるように頑張っていきたいと思っております。 それから、先般、農業新聞の御依頼をいたしまして、御協力をいただきましてありがとうございました。また、最適化推進委員の皆様方には追って講読をお願いしたいなと思っております。 今日は局長が初めてでございますが、非常に難しい農業情勢の中で局長を務めていただきますので、私たちも協力しながら、また協力してもらいながら、頑張っていきたいと思っております。
事務局	今日は第1号議案から第4号議案まででございますので、皆様方の御協力をいただき、スムーズに進行できるように努力をいたしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 本日は3番の中村委員、10番の古賀委員から欠席の連絡があっております。 出席委員は12名で、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、この会議は成立していることを御報告いたします。
議 長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和6年4月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名させていただきます。 6番高塚委員、7番江頭委員をお願いします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書については1ページのほうを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 議案資料のほうは1ページからとなっております。 (議案第1号 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は晴田小学校東の小城町出分地区にある農地でございまして、申請理由は規模拡大となっております。 以上でございます。
事務局	
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

事務局	(質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をさせていただきます。 資料のほうは6ページからになっております。 (議案第1号 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は市道友田八枝線西の牛津町友田地区にある農地でございます、申請理由は贈与でございます。
議 長	以上で説明を終わります。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	申請番号3番について説明をいたします。 資料のほうは10ページからになっております。 (議案第1号 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所につきましては国道444号南の芦刈町新村地区にある農地でございます、申請理由としましては家庭菜園ということでございます。 説明は以上となっております。
議 長 8 番 事務局	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 ここは畑ということですかね。 現状を写真で見ましたところ、一応地目は田となっておりますけれども、田の様相は呈しておりませんで、ちょっと荒地地になっているような状況でございます。
8 番 事務局	畑に家庭菜園はできるということですか。 そうですね、もうそういうふうに使えるような、現状はそういうふうな形になっています。
8 番 事務局	石とか何かは。 すみません、そこまでは分からないところではあるんですけども。
8 番 議 長	分かりました。 ほかに何かございましたら。 (質疑なし)
	ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。 申請番号1から申請番号26まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局	議案書のほうになります。2ページから8ページまで御覧ください。 農用地利用集積計画の利用権設定について御説明をさせていただきます。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が50筆、利用権の再設定が37筆、合計で87筆、総面積のほうが19万6,989平米となっております。 内訳としましては、田が85筆、畑が1筆、樹園地が1筆となっております。 今回の全ての申請につきまして、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。 説明は以上でございます。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1から申請番号26までについては原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第3号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。
事務局	申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は9ページのほうになります。御覧ください。 農用地売渡等の希望申出について説明をさせていただきます。 本日の売渡希望の審議件数は6件でございます。 資料のほうが15ページからとなっております。15ページをお開きください。 申請番号1について説明をいたします。 (土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について御説明をさせていただきます。 申請番号2番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)

事務局	全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号3番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号4番です。（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長 5 番	説明は以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 1つお尋ねですが、この近隣相場価格というのは開示はできないんですか。上から下まで大体どれぐらいの幅という、そういう近隣相場というのが分からないもので、そういう提示はできないんですか。
事務局	今、記載させていただいております近隣相場価格ですが、こちらあっせんをしていただく際には、過去の、旧町単位で分けております土地の売買の価格と時期というのをつけて、それで今の平均でこれくらいですよというのをお示しする資料を出しております。それは農業委員さんにお渡しをしておりますので、この場合の開示というところで、全体的な市民に対しての開示等を行っておりませんが、あっせん担当の方には金額のほうはお示しすることができますので、資料をお渡しするようにしております。
5 番 議 長	はい、分かりました。 ほかに何かございましたら。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号5番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	説明は以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号6について事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は10ページのほうをお願いいたします。

議 長	申請番号6番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 説明は以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、第4号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見についてを議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は11ページのほうになります。 第4号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見についてを御説明いたします。 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき小城市長から意見を求められているため、審議をしていただくものでございます。 今回は、農用地区域からの除外が10件となっております。 説明は、別冊で配付しております資料の番号順に一括して行わせていただきます。 資料と併せて、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（案）を御覧いただきたいと思います。それにつきましては、資料をめくって1枚目のところにあります。 それでは、番号1番から説明をさせていただきます。 （土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。） 選定理由につきましては、申請地の西側に幼稚園、小・中学校がありまして、宅地化されてもほかの農地に影響がないためということでございます。 申請農地は、特定土地改良事業が施行されているため第1種農地となっておりますけれども、許可し得るものと判断をいたしております。 番号2番のほうに進みます。 （土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。） 選定の理由といたしましては、既存の住宅地に囲まれた農地でございまして、周辺は新興住宅地として開発されておりまして、建売分譲住宅地としての需要が見込めるためということでございます。 申請農地は、特定土地改良事業が施行されているため第1種農地でございますが、許可し得るものと判断をいたしております。 続きまして、番号3番に移ります。 （土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。） 選定理由についてですが、近隣には駅、学校、医療機関及び商業施設等の生活に必要な不可欠な施設があり、生活環境に最適な条件を備えた土地であるためということでございます。 申請農地につきましては、JR小城駅から約350メートルに位置しているため第2種農地であり、許可し得るものと判断をいたしております。 続きまして、番号4番のほうに移ります。

（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、利用される会社から800メートルの位置にございまして、かつ、既存の資材置場が水路の対岸にあるため、効率よく管理ができるためということでございます。

申請農地につきましては、特定土地改良事業が施行されているため第1種農地でございますが、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、5番のほうに移りたいと思います。

（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由についてですけれども、近隣には市役所、学校、医療機関及び商業施設等の生活に必要な施設がございまして、生活環境に最適な条件を備えた土地であるためということでございます。

申請農地につきましては、特定土地改良事業の施行区域内及び10ヘクタール以上の規模の団一の農地の区域内にある第1種農地でございますが、許可し得るものと判断をいたしているところです。

続きまして、番号6番に移りたいと思います。

（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由につきましては、北側が水路、南側が道路及び東側が宅地に接しておりまして、上下水道が整備された土地であることから、宅地化されてもほかの農地に影響を与えないためということでございます。

申請農地につきましては、特定土地改良事業が施行されているため第1種農地でございますが、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号7番に移ります。

（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由につきましては、閑静な農村集落の一角に位置しておりまして、道路に囲まれており農業振興に及ぼす影響が少なく、学校及び商業施設等が比較的近くにありまして、生活環境に恵まれた土地であるためということでございます。

申請農地につきましては、特定土地改良事業が施行されているため第1種農地でございますが、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号8番に移ります。

（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由につきましては、近隣に市役所、学校、医療機関及び商業施設等の生活に必要な不可欠な施設があり、生活環境に最適な条件を備えた土地であるためということでございます。

申請農地につきましては、特定土地改良事業が施行されているため第1種農地でございますが、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号9に移ります。

（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由といたしましては、隣接地で建設業を営まれておりまして、資材の搬出入が容易に行えるためということでございます。

申請農地につきましては、特定土地改良事業が施行されているため第1種農地でございますが、許可し得るものと判断をいたしております。

最後に、番号10番でございます。

（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由につきましては、保育園や小学校、商業施設等が近くにあり、住環境に適しているためということでございます。

議 長	申請農地につきましては、特定土地改良事業が施行されているため第1種農地及びJR牛津駅から約1,000メートルに位置しているため第2種農地になっておりますが、許可し得るものと判断をいたしております。 資料の一番最後のページを御覧ください。 申請地を拡大した位置図を添付いたしております。一番裏のほうですね。東側のほうが第1種農地、西側のほうが第2種農地というふうになっております。 これで10件の説明を全て終わらせていただきたいと思います、全ての案件について農用地区域から除外することについてはやむを得ないと考えております。 説明は以上で終わります。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。第4号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
1 2 番	全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から御意見がございましたらよろしくお願い申し上げます。 私どもは小城町岩蔵地区で中山間地域でございますけど、最近は台帳地目が、田でも永久作物の数等が増えるのか、それとも、畑にして果樹を植えるかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。
事務局	今の江里口委員の御質問で、現状といたしましては、例えば平たん部——牛津とかですね、そこでもブドウを植えて、そこで果樹として栽培されております。 農業委員会としましては、現況が田んぼではなくて果樹を植えられておれば樹園地というふうな扱いになります、登記の地目上の御質問かと思いますが、現状に合わせて、現況が樹園地であるならば登記地目のほうも畑に変えるというのが登記上は正しいかと思いますが、現状といたしましては、田んぼにそういった永年性の果樹とかを植えることに関しては、特段許可等の必要はないと思っておりますので、御質問としては、現状としては田に永年性の果樹を植えることは問題ないと考えております。 ただ、登記上それがどうなのかというところであれば、登記上は現状の登記地目、現況に合わせてというのが基本でありますので、そこは登記上変えるかと思っております。ただ、農地法上あくまでも永年性の果樹とかは、農業になりますので、地目をあえて変えられる必要はないのかなと思っております。例えば、それが植林をするためということであれば完全に農地としての利用ではなくなるので、本日審議していたような形での農振除外の手続から転用の許可をもらうというのが一般的な手続となると思っております。
1 2 番 議 長 5 番	以上でございます。 分かりました。 そしたら、ほかに何かございましたらよろしくお願い申し上げます。 10番の案件ですけど、資料を見ていただきたいんですけども、私の担当区域であります、地元の区長さんとお話をして、今回この案件について集落としては絶対反対、同意もしないということで、区長の同意の判もなければ生産組合長の判も押さっておりません。 そういうことで、農林課のほうにも尋ねたんですけども、区の同意、生産組合の判がなくても申請はできるということで今回上がってきておりますけれども、今

議 長	後のことを考えれば、集落の話合いができていない中でこういう許可を認めていいものかと私は思うんですけど、その辺はどうですかね。 自分たちも、案件が出たとを県のほうに持っていっても、この農業会議とか農業委員会には決定権がなからしかですもんね。今さっき言われた生産組合長とか区長さんの了解がなくても申請はできるということで、あくまでも法にのっとっての判断ということでいつもされるですもんね。そいけんが、私たちが考えるのは、どうしても嫌なものは地区の当事者の方たちが、やっぱりいかんじゃなかねということをやめさせる以外はないというようなことを言われたです。 そして、井手委員おっしゃるように、例えば、農地の真ん中に霊園を造るとかそういうものも、やっぱり県道に面しておったら許可できるとか、そがん決まりのあるらしかですね。そいけん、やっぱり地区の方が嫌なら、当事者と土地の持主の方と地区の方がうまい具合に妥協点を見いだして話合いをされないと、今頃は区長とか生産組合長の了解がなくても申請でくっていです。
5 番	そいけん、やっぱりその前に、申請が上がる前にいろんな話合いをされたほうが、私の地域もスマートインターができたために、いろんな人たちが土地を有効活用しようということで来ておりますけど、やっぱり嫌なものは地区として反対しないといけなと自分は思います。 それと、私が地元の方たちと話をして、ここで一番懸念されるのが、この案件は32戸が分譲住宅になっていると思うんですけども、その東に牛津町では一番古い畜産農家、肥育農家の方がおられるんですよ。そして、現状でいえば、そういう方たちに一番被害が行くんじゃなかろうかという懸念が予想されます。 それで、地元の人は絶対反対、農業委員会でもそういうことを言ってくれということと言われましたので、質問ですけど、現状では法的には問題ないということですね。そしたらあと、農振除外とか下りるかどうかは分かんということですけども、その辺がどがんしたもんかなと思ってですね。
議 長	そしたら、今、井手委員言んさあごと、自分たちも農業委員で、農業者の立場として、農業委員会もあるし農業会議もあっちゃなかですか。そいぎ、こういう案件について問題提起ば今してもろうたけんですよ、農業委員会ではそういうものに対しては反対ということで、自分たちの農業委員さんは反対の姿勢を示したというふうな報告ばしてもらえんですか。そいはいかんとですか。何かの形でガードをせんば、こいだけ農業が厳しか状況の中にあっけんですね。そいけんが、やっぱり農業委員さんの総意で、ノーはノーと言うてもよかじゃなかですかね。 この案件の上がった中で、1件だけそういう意見が出て、この案件についてはもう一回再考をしてくださいということで意見が出ましたといつてつないでもらえんですか。そういうことでしょう。
5 番	はい、そういうことです。
議 長	大体、総体的には生産組合長とか区長の承認はなくても案件は申請される。（「同意したごたつことも削除してよかじゃなかですか」と呼ぶ者あり） そいけん、この削除の問題も、またいろいろ県の会議でも審議がされております。そいけんが、生産組合長の意見とかなんとかのこの項目は外したほうがようなかとか、つけとかんばいかんとか、そういう意見も今、やっぱりここだけじゃなくて佐賀県下、全部の中から意見がそういうものに対して出はしよつとです。そいけん、そういうふうなことが出たということであつないではいかんと。ここに上がったけん、県に上げんばいかんとやろうけん。
事務局	今回、農業委員会のほうに意見を求められているというところでお諮りをしてい

議 長 事務局	るところです。それで…… そいぎ、そがん意見の出たということで…… 先ほどの区長さんであつたりとか生産組合長さんと同意の件でございますけれども、集落のほうに、例えば30戸なりの集落、そこにお住まいの方が、今から転用されるときに生活排水とかというところで、農業用水とかの関係で生産組合長さんとかにお話をさせていただく、一番は同意をもらっていただくというのが、転用のほうでも添付させていただいているところでは必要かと思ひますし、また、区長さんでいきますと、自治会に入る入らないとかいうところもございますので、同意が要らないということはなかなか難しいかなと思ひております。
議 長 事務局 議 長	実際、同意のほうはほぼほぼ提出を、地元のほうに事業の説明——転用の話ですけども、事業を説明して、地区の区長さん、また生産組合長さんのほうにはお話をさせていただいて、同意をもらっていただいているのが、実際の転用の申請の際もほぼほぼそういう形で上がってきているところでございます。 結局、物すごくこじれたらの話。そいけん、将来を展望して、何にももめごとのないようやり方は、やっぱり区長とか生産組合長さんの同意をもらって、集落の総意ですよということでしたらほうが後々問題はないということですよ。 はい。 そして結局、片方はやりたか、片方はやりたくなか、どうしてもおいはすっじやというときのことが、そがんしてから、やっぱり同意なくても申請できるのはでくつとでしょう。できんですか。
事務局	会長がおっしゃるとおり、転用の許可の申請書につけるところは必須の書類となっておりますので、実際その同意がなくても許可の進達をさせていただいている場合も、委員さんになられてからもそういった案件があったかと思ひております。
議 長	そいけん、そがん意見の出たとば、これはみんな許可の賛成もろうてしてですよ、そして、今、井手委員の言んさったような意見が出たということだけは明確に——市長にこいはやらんばとやろう。そいけんが、こがん案件の出たですよといつてから、市としては、反対のとば、がん上げられとるということの出たということだけは言わんばいかんちやなか。
8 番	11ページの4号議案の一番下に提案理由というのを書いてあるんですよ。そこに、「小城市長より農業委員会に対し意見を求められており、回答する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。」ということで、回答は今、井手委員がおっしゃったとおり、そういう状況の回答ですかね。
事務局 議 長 事務局	回答案につきましては、この厚いほうの資料を…… 総体的にやろう。 はい。まず、めくっていただきますと、回答（案）ということで、農業振興地域整備計画の変更協議地一覧で、（ア）農用地から除外する土地、回答（案）ということで、ここの表のところの農業委員会の意見として、1番から10番まで……
8 番	その回答は、今、会長が言われたとおり、こういう回答を出しましたということをお返し伝えることですよ、回答というのは。
事務局	今、案のほうとして、1番から10番まで農業委員会の意見としては、整備計画の変更はやむを得ないと思われるということで、この回答（案）というのをお出ししてございまして、今、会長、また釘本委員から言われたところで、意見としては1番から9番に関しては整備計画の変更はやむを得ないと思われる……
8 番	1番から10番までは回答じゃなくて承諾する必要があるということはないです

	ね。
事務局	承諾……
8 番	1 番から 10 番までありますけど、今、井手委員が牛津地区の、これはちょっと難しいんじゃないかという回答は。
5 番	回答は、挙手ば取ったけん、回答は出とうわけよ。その他に関する意見として、意見にしかならんさ。回答はもう多数で決まっとうけん。
8 番	区長とか地元生産組合長の同意なしでもできるということですか。
5 番	そいけんが、地元の方から言われるとは、農業委員会でそういうことは言うてくれということですね、地元の声として。そいけんが、もう多数決で決まったことやけん、そいは曲げられんばってんが、その中でも地元の意見としてありますよということを酌み上げていただければ。
議 長	そいけん、一応こいば回答として出すばってんやろう。（「そうそう」と呼ぶ者あり） 今、井手委員が言いよんさあけん、こういう意見もありましたって、実はこがんしてみんなの総意で許可に賛成したばってんが、中に一つ、1 件だけは、そういう意見が地元としてありますということば、ここにちょっと添付してやっつくぎ、市長に。
事務局	そうしましたら、一応今回賛成が多かったということで、議案としては可決になっておりますけれども、うちの提案したような形で、やむを得ないということで返事をしたいと思います。その中で、10 番につきましては、附帯意見ではないですけれども、委員の方からこういった意見がありましたということで付け加えさせていただきます。それでよろしいでしょうか。
5 番	あくまでも地元の意見ということを入れてください。私はそれを代弁しとるだけやっけん。地元からの意見と言うてくれですから。
事務局	地元の意見ということで、地元では反対の声があっているというところで付け加えをさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。
13 番	地元から言わすっぎ、がんして頼んどうとけ言うてくいたろうかにやということば。
議 長	そいけん、明確に……
13 番	そいけんが、今、井手委員が言うたごと言うてもろうとうけんさ。決まった状態の中での意見やっけんさ、集落からの要望のがんしてあったということば伝えよんさっけんがて思うばってんさ。（「没になっとらんけん、こいが生きとるということですよ」と呼ぶ者あり）
議 長	総体的に、こいはこういう回答をしますていうて事務局は出しとうけんが。そいばってん、出しとるばってんが、その中に、この件はこういう反対意見もありましたということばつなはんばいかん。 そいぎ、そういうことでよろしいですか。 （異議なし） では、ほかに何か皆さん方の中からございましたらよろしくをお願いします。 （なし） ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。
事務局	次回の日程につきましてですが、今月の農地転用現地調査の日につきましては、4 月 25 日木曜日、午後 1 時 30 分から、こちらの 2－6 会議室のほうに御集合ください。 5 月の定例農業委員会の日時、場所につきましては、5 月 8 日水曜日、午後 1 時

議 長

30分からこちらの会議室のほうで開催したいと思います。

以上でございます。

それでは、以上をもちまして4月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員